

第22期 第27回 農業委員会総会議事録

藤里町農業委員会

1. 召集及び開催月日

召集月日 平成28年8月25日

開催月日 平成28年9月5日

開催場所 藤里町役場議場

開催時刻 午前10時00分

終了時刻 午前11時30分

3. 召集者及び議長

召集者 会長 小森鉄雄

議長 会長 小森鉄雄

4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏名	出欠別	番号	職名	氏名	出欠別
1	会長	小森鉄雄	出席	8	委員	佐々木靖夫	出席
2	委員	安保広政	出席	9	委員	田中文雄	出席
3	委員	成田初	出席	10	委員	市川一	出席
4	委員	永塚誠司	出席	11	委員	桂田善昭	出席
5	委員	山田一達孝	出席				
6	委員	石岡千代志	出席	13	委員	細田治男	出席
7	委員	細田茂廣	出席	14	委員	藤原信一	出席

5. 欠席委員の番号及び氏名

6. 議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名者の指名について

日程第3 議案第53号 藤里町農用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第54号 農地法第5条による許可申請について

日程第5 議案第55号 農地法第5条による許可申請について

7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり

8番 佐々木 靖夫

9番 田中 文雄

8. 事務局出席者

事務局長 小山隆久

事務局庶務係長 田代文久

開会 午前10時00分

事務局 定刻となりましたので始めたいと思います。

ただいまから第22期第27回藤里町農業委員会総会を開会します。

次第に従って進めてまいります。

はじめに、会長からあいさつをお願いします。

議長 皆さんおはようございます。近頃は天候にも恵まれまして、田のほうも色づいてまいりました。心配されていた台風にも大きな影響も無く、今年は豊作とはいかないようで平年作のようです。そういう中お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。また、秋田市のフォーラムのほうにもお忙しい中ご参加してくださりありがとうございます。無事に終了いたしましたことを厚く御礼申し上げます。農業新聞に藤里町の間管理機構を活用した記事が掲載されていまして。中間管理事業については、借受者が見つからなく事業が進まないといった問題があるようです。それでは報告事項に入っていきたいと思います。8月の行事報告と9月の行事予定について事務局から報告願います。

事務局 報告事項8月行事報告・9月行事予定について説明。

議長 ただいまの報告で、ご意見・ご質問はございませんか。

2番 14日、15日の農地パトロールには両方出席しなければなりませんか。また、畑まで全部パトロールしなければなりませんか。

事務局 事務局で担当地区を指定して調査していただきますが、2日間都合の良い方にはパトロールをお願いしたいと思います。危険が及ばない範囲で調査してください。

議長 それでは進めていきます。報告を終わりました議事日程に入りたいと思います。

日程第1「会期の決定について」ですが、会期は9月5日本日1日限りとします。

日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、8番佐々木靖夫委員、9番田中文雄委員をお願いします。

日程第3「議案第53号 藤里町農用地利用集積計画の決定について」

事務局から説明願います。

事務局 議案の5ページをご覧ください。

議案第53号農業経営基盤強化促進法による利用集積の計画について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、藤里町長から藤里町農業委員会に対し農用地利用集積計画(案)の適否の判断を諮問されたのでこれを提出する。平成28年9月5日提出 藤里町農業委員会。

1. 農業経営基盤強化促進事業による利用権の設定総括表は別紙のとおり

平成28年9月5日公告予定分。賃貸借権の新規設定2件、使用貸借の新規設定1件、合計3件です。

次のページは総括表になります。

新規設定が3件7,954㎡の集積となります。7ページは一覧表になります。

さんから返還された農地ということで、さんが隣にあるさん、さんの田んぼを将来的にリンドウの圃場として利用したいとして借りています。あとさんと父のさんで

すが、畑のほうに関してまだ2,800㎡ほどあります。[]さんは農業者年金をもらっているので、息子の[]さんが作るということで使用貸借となります。以上です。

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。
(異議なしの声)

議長 それでは、議案第53号は許可相当とします。
続いて日程第4「議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について」事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 8ページをご覧ください。

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請があったので農地法施行令第15条第1項の規定に基づき意見を求める。平成28年9月5日提出 藤里町農業委員会。

申請農地の場所は藤琴[] 地目は田 面積は499㎡です。許可の種類は所有権移転で、譲渡人は藤琴[]、[]さん、譲受人は藤琴[]、[]さんと[]さんとなり、それぞれ1/2となります。用途としましては一般住宅の建設と駐車場です。工事については許可が出てから平成29年7月31日までということです。9ページは申請書になります。15ページから18ページまでは事業計画書になります。[]さんと[]さんの夫婦ですが、子供が2人、両親と祖父母の8人暮らしとなっていて、4人での新居を建築したいということで、申請農地は田ですが現状畑のようになっていて、そちらに住宅と駐車場、家庭菜園などを含めて499㎡の農地を購入して転用することです。上下水道も完備されていて、資金面も問題ないということです。23ページに案内図がありますが、南側の農地には日照、風通しの問題がないよう北側に建設し、排水は公共下水道を利用するというです。また、藤琴地区土地改良区の意見書が添付されております。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問お願いいたします。
(異議なしの声)

無いようなので議案第54号は許可相当とします。

続きまして、日程第5「議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について」

事務局のほうから説明をお願いします。

28ページをご覧ください。

事務局 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請があったので農地法施行令第15条第1項の規定に基づき意見を求める。平成28年9月5日提出 藤里町農業委員会。

申請地は矢坂字[]、地目は畑、面積は262㎡。許可の種類は所有権移転、譲渡人は能代市[]、[]さん、譲受人は矢坂[]、[]さんです。用途は既存作業小屋と隣の空き地を

駐車場にしたいとのことです。29 ページが許可申請書になっています。33 ページからは事業計画書になっています。[] さんですが平成 27 年 9 月に [] さんの所有している家を購入しています。その向かいの土地が申請地になります。小屋のほうも現在は誰も使っていないということと自分自身も能代に住んでいて管理もできない状況なので家のほうを販売したとのことです。その際に向かいにある小屋も売りたいということで業者を通じて売ろうとしたのですが、農用地も隣接しているので売ることができないとのことで断られたそうです。

[] さんが冬に薪を焚きたいらしく薪を保管する小屋が無いということで、雪捨て場と駐車場を兼ねて今回相談された経緯です。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問お願いいたします。

(無しの声)

無いようなので議案第 55 号は許可相当とします。

これをもって本日の議事日程は終了いたしましたので、協議事項のほうに入りたいと思います。

事務局のほうからお願いします。

事務局 「協議事項」をご覧ください。

新体制に向けた法改正検討委員会の設置についてということですが。平成 28 年 6 月 6 日の総会で農業委員と推進委員の定数や報酬について検討していただきました。その中で農業委員の定数と報酬、推進委員の定数と報酬等を検討したところ、農業委員が 8 人くらい、推進委員も 8 人ほどが良いのではないかとということでした。そこで今回ですが、農業委員の選定等に関する検討委員会を開催したいと思っております。10 月の総会では検討委員の皆さんが決めたことを確認して、町に農業委員会の意向を示したいと思っております。そこで最後のページになりますが、藤里町農業委員及び推進委員の選任検討委員会とし、案ではありますが検討委員にはどのような人が良いかということで、まずは農業委員会会長、会長職務代理者、農地専門委員長、農地専門副委員長、農地調整専門委員長、農地専門副委員長、事務局長、事務局のような形で名簿を作成しています。他にも皆さんから意見を聞きまして参考にしたいと考えています。検討委員が決まればこの後、検討委員会を設置したいと思っております。

以上です。

議長 ただいまの協議事項の提案について説明が終わりました。これはあくまで案ですので皆さんのご意見よろしくお願いします。

(異議なしの声)

事務局 まずは「どんな人が良いか」や「何人が良いか」ということを決めて提案いたしますので、農業委員の皆さんのほうでまとめていただきたいと思います。

議長 農業委員会ではこういった方向でやっていきたいということを案として提出するということなのでご理解いただければと思います。

これで総会を閉じます。

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 28 年 9 月 5 日

藤里町農業委員会会長
議 長

藤里町農業委員
署名委員
(8 番)

藤里町農業委員
署名委員
(9 番)